

第3章 計画の基本方針

1 将来像

北上市総合計画や保健福祉分野における個別計画の基本理念を踏まえ、第2次計画の基本理念を継承して、第3次地域福祉計画の将来像を次のとおり掲げます。

◆将来像◆
支え合い 誰もが安心して
健やかに暮らせる 地域社会

◆将来像の趣旨◆

誰もが住み慣れた地域で安心して生活することができる社会の実現を望んでいます。これまで培われてきた共に支え合う絆を大切に、市民一人ひとりがお互いを尊重しながら共に生きるという意識を持ち続け、行動を積み重ねて行く地域社会を目指します。

2 計画の基本目標

将来像の実現に向け、次のとおり基本目標を掲げ、取組を進めます。

基本目標① 地域福祉を担う人づくり

基本目標② 地域福祉を支えるネットワークづくり

基本目標③ 充実した福祉サービスの仕組みづくり

基本目標④ 暮らしやすい地域環境づくり

3 それぞれの役割

地域には多様な福祉ニーズが潜在しています。それらのニーズにきめ細かく対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活する市民一人ひとりです。誰もが地域福祉サービスの提供者であると同時に、サービスを受ける当事者でもあります。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、住民がお互いに支え合うことが不可欠です。そのためには、行政と市民の連携、協働が不可欠であり、社会福祉協議会はもちろん、ボランティア団体、NPO、関係機関・団体、事業者も重要な担い手となります。そこで、地域福祉の担い手それぞれの役割と、行政の役割を、次のように位置づけます。

(1) 個人・家庭

- ・福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であること、福祉サービスを受ける当事者としてだけでなく、地域福祉の担い手でもあることの意識も併せ持つことが大切です。
- ・隣近所と日常的にコミュニケーションをとる、地域の活動や行事に積極的に参加するなど、住民が主体となった地域づくりに、自ら参画することが求められています。また、継続した活動を行うためには、近隣住民などの仲間をつくり共に取り組むことが大切です。
- ・家庭においては、思いやりや自主性、責任感などを育む機会の充実を図り、地域との連携のもとに、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える関係性を形成します。

(2) 民間団体等

①社会福祉協議会

- ・地域福祉を推進する様々な団体や機関などが参加し、それぞれの協力のもとに組織された社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核として位置付けられています。
- ・社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、市民とともに地域福祉活動を推進し、行政と協働したり、市民や各種団体と行政の調整を行ったりと、福祉活動の拠点として大きな役割を持っています。

②地域コミュニティ（自治会や自治組織等）

- ・地域コミュニティは地域で行う活動や行事を通じて、住民同士のつながりを作ることによって、その地域ならではの地域課題の把握や掘り起しが可能です。
- ・コミュニティが抱える課題を共有し、明らかにすることで、地域課題に自主的に取り組むボランティア団体・NPO、民間企業、教育関係機関などの各種団体、行政や社会福祉協議会などと連携、協働する仕組みを構築します。
- ・自主防災組織の活動を通じて、日頃から防災意識を高め、災害時に実効性のある支援ができる協力体制づくりに努めます。

③ボランティア団体・NPO

- より高い専門性をもって、地域コミュニティ（自治会や自治組織等）の活動支援を継続することで、市民だけでは難しい課題や、制度の狭間にある問題の解決に大きな力となり得ます。
- 社会的な役割を意識して幅広いニーズに取り組む団体として、その活動への期待が高まっています。

④事業者

- 福祉サービス提供事業者は、多様化するニーズに的確に答えることが求められています。日常生活を支援するサービスの展開、利用者の立場に立ったサービスの質の確保とともに、情報提供や公開などに努め、関係機関との連携による総合的なサービスの提供に取り組みます。
- 福祉施設などにおいては、ボランティア体験や福祉教育の場としての役割や、施設間、地域社会が連携するための地域福祉の拠点としての役割があります。
- 福祉サービス提供事業者のみでなく、民間企業などにおいても、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域社会の一員としての意識から、固有の技術などを生かした奉仕活動や地域活動に積極的に継続して取り組みます。
- 高齢者や障がい者がいきいきと働くことができる就労の場の提供に努めます。

⑤民生委員等（民生委員・児童委員、福祉協力員）

- 民生委員・児童委員は、地域の人たちの最も身近な相談窓口として、住み慣れた地域で暮らしていくために様々な支援を行い、安心して暮らせる地域づくりを進める役割を果たしています。知識や情報を駆使して、受けた相談の解決に向け適切な取組をするほか、潜在的な福祉ニーズの発見、声を出しにくい人々への働きかけなど、地域における福祉活動のつなぎ役となります。
- 福祉協力員は、民生委員・児童委員と情報を共有しながら、支援を必要とする方やその家族に対するきめ細かな見守りや訪問活動を行うなど、地域の福祉活動の推進役となります。

⑥教育関係機関等（学校、幼稚園・保育園、学童保育所、PTA、保護者会、子ども会等）

- 子どもたちが、障がい者や高齢者等との交流や、さまざまなボランティア活動を体験する機会を作るなど、福祉の心を育む取組を推進します。
- 地域コミュニティと連携を図り、児童生徒が地域の一員として活躍する機会を設けることにより、地域を愛する心を育む取組を推進します。

⑦社会福祉法人

- 利用者への福祉サービスの提供のみに留まらず、地域における公益的な取組を通して、地域における様々な課題や福祉ニーズに、専門性を活かして総合的に取り組みます。

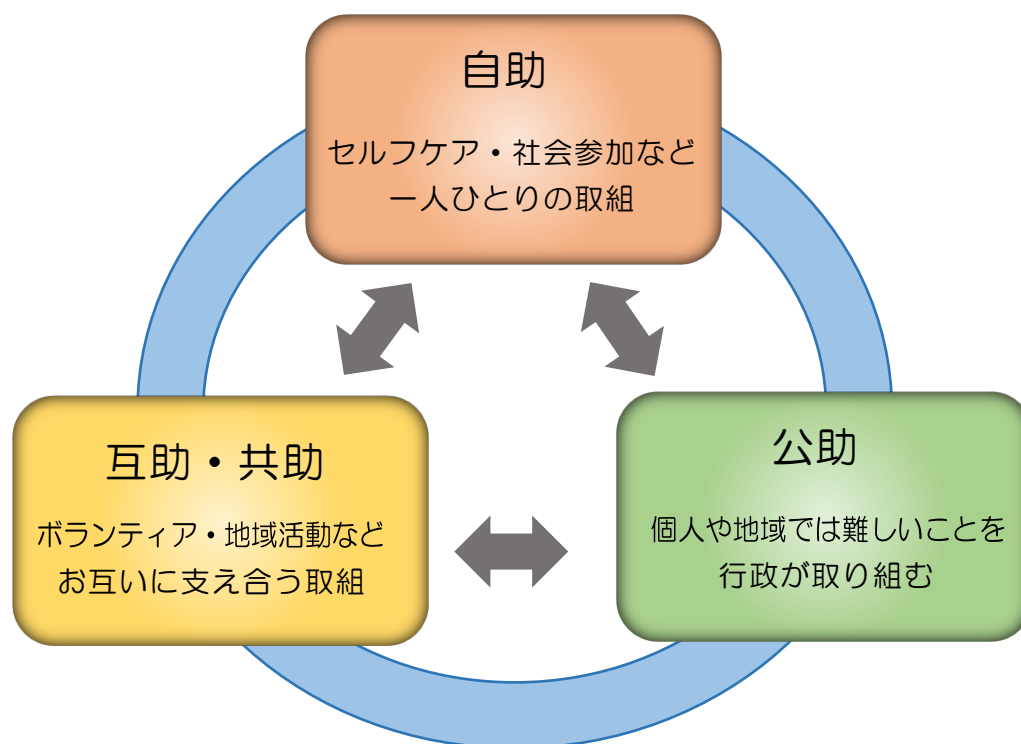
- ・住民との交流や、ボランティア活動の受け入れ、地域が抱える課題への知識や助言の提供などを推進し、地域における福祉サービスの拠点としての役割を果たします。

(3) 行政

- ・地域福祉の推進には、地域住民や関係団体の主体的な取組が重要ですが、行政には市民の福祉の向上を目標に福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、市民の福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉を推進する団体や関係機関等と相互に連携、協力し地域福祉活動の促進に努めます。
- ・行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめとした関係部署等と連携しながら複合的な課題に対処する体制を強化し、地域福祉の推進に向けて分野横断的な施策を進めます。

4 計画の推進体制

個人・家庭、社会福祉協議会、地域コミュニティ、ボランティア団体・NPO、事業者、民生委員等、教育関係機関等と目標を共有し、お互いに役割を意識しながら、その特性や力を発揮し、協働、連携して計画の推進に取り組みます。



5 圏域の考え方

地域福祉を進めていくためには、それぞれの圏域に応じた体制を整備し、効果的な連携を図っていくことが必要です。圏域に応じた担い手のイメージを以下のとおり示します。

(1) 市全域

市の基本的なサービスや市内各地区への支援、専門性の高い相談への対応など専門的、広域的な対応をする圏域です。

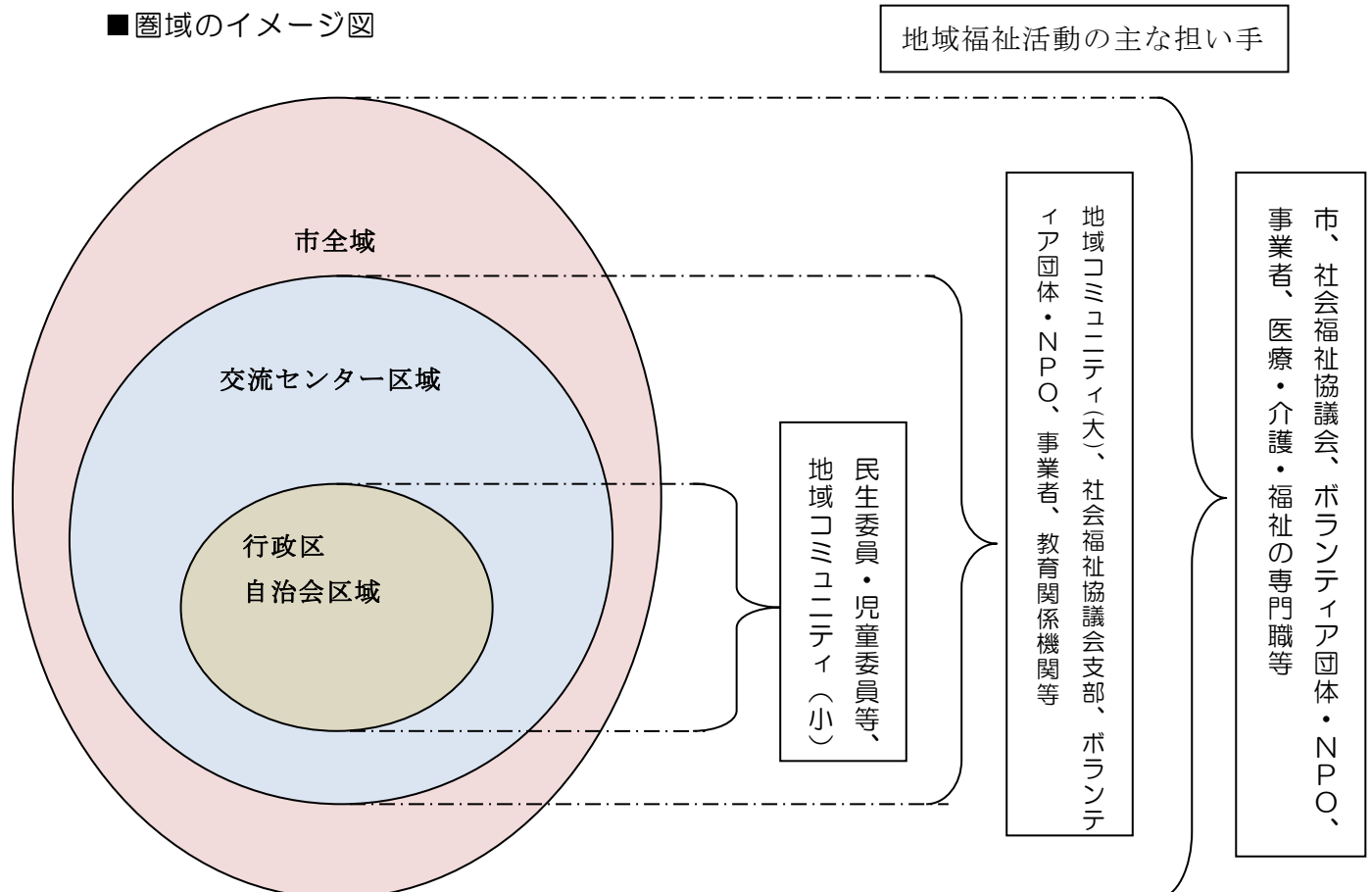
(2) 交流センター区域

本市の地域づくり活動を主体的に進める単位として「北上市地域づくり組織条例」で定義された自治組織は、地域づくり活動の担い手として中心的な役割を果たします。自治組織は地域内の様々な団体から構成され、交流センター（16カ所）を拠点に活動していますが、この区域は、社会福祉協議会支部（14カ所）のエリアともおおむね重なっており、地域福祉推進の基本単位となっています。

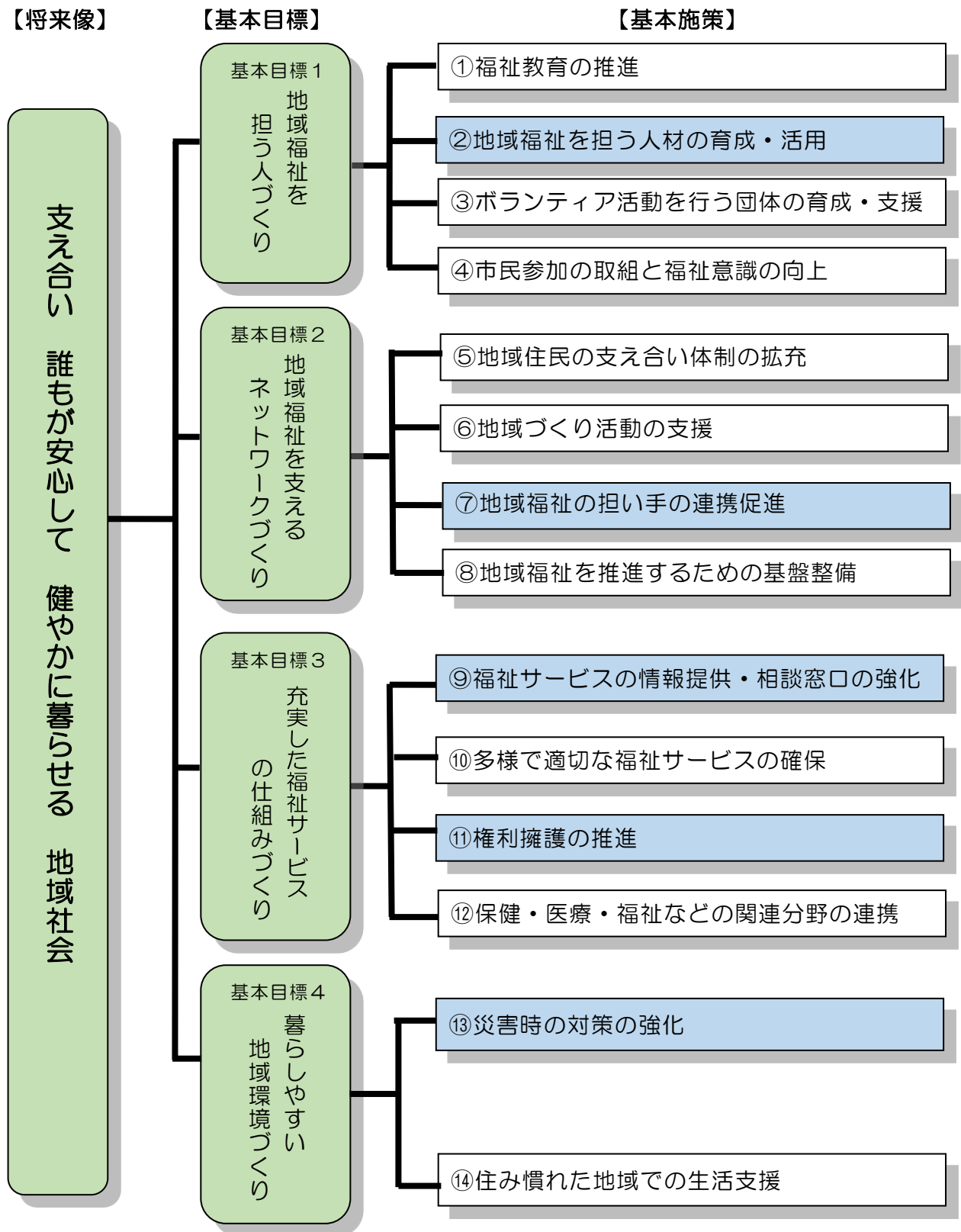
(3) 行政区、自治会区域

おおむね行政区単位（125区）で、日常的な支え合い活動や自主防災組織活動など、より住民に密着した活動が展開されており、支え合いの単位として重要です。民生委員も行政区単位で1～6人が配置され、活動を展開しています。

■圏域のイメージ図



6 計画の体系



※重点的施策は色分けして示します。